

令 和 5 年 度

扶桑町財政健全化等審査意見書

扶桑町監査委員

6 扶監第58号
令和6年8月21日

扶桑町長 鯖瀬武様

扶桑町監査委員 會津至人

扶桑町監査委員 和田佳活

令和5年度扶桑町財政健全化等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度扶桑町財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

令和5年度扶桑町財政健全化等審査意見書

第1 審査の概要

この財政健全化等審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の方法

審査にあたっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）その他関係政令に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率が作成されているか、各指標の算定は適正か、また、その根拠数値は正確かどうかを検証するため、算定の基礎となった関係書類との照合、計算、必要に応じた関係職員からの説明聴取により審査を実施した。

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区分	令和5年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	該当なし	13.81
② 連結実質赤字比率	該当なし	18.81
③ 実質公債費比率	0.6	25.00
④ 将来負担比率	該当なし	350.00

(2) 資金不足比率

(単位：%)

区分	令和5年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	該当なし	20.00

2 個別意見

(1) 健全化判断比率

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質収支は黒字のため、実質赤字比率は該当ありません。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は該当ありません。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率0.6%となっており、早期健全化基準の

25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められます。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回るため、将来負担比率は算定されません。したがって、良好な状態にあると認められます。

(2) 資金不足比率

資金不足額がないため、資金不足比率は算定されません。したがって、良好な状態にあると認められます。

第4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。